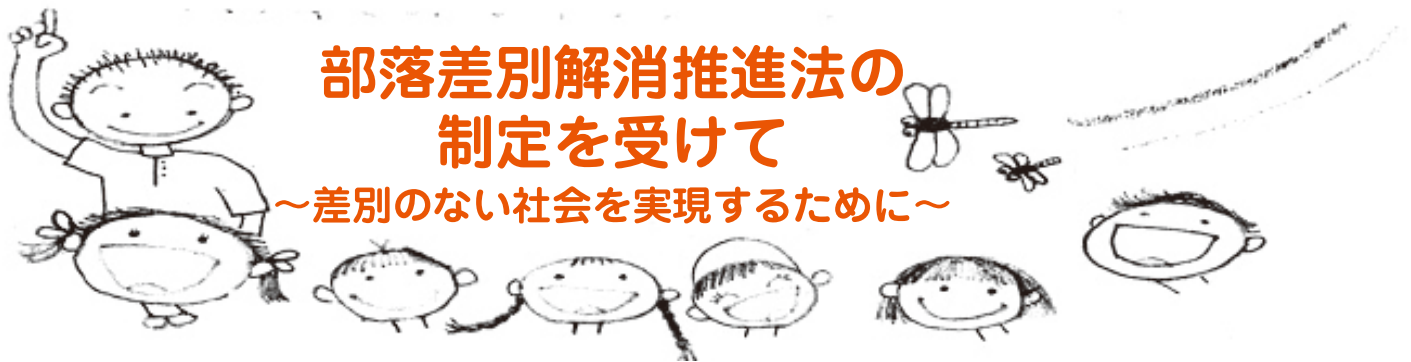




部落差別解消推進法の 制定を受けて

～差別のない社会を実現するために～

昨年12月、「部落差別解消推進法(正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律)」が制定されました。2月号広報で法律が成立した経緯を紹介しましたが、今月はこの法律の内容を簡単に説明します。

この法律の特徴は？

「部落差別解消推進法」は、名称に「部落差別」を使用した初めての法律です。この法律には、このほかに、次のような特徴が挙げられます。

- 「部落差別のない社会を実現すること」が目的であると明記したこと
- 「現在もなお部落差別が存在する」ことを法律で認めたこと
- 「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」と明記したこと
- 部落差別の解消のための「国と地方公共団体の責務」を明記したこと

どのようなことが決められたの？

この法律では、国や地方公共団体の責務として、右の図に挙げた①施策の実施、②相談体制の充実、③教育・啓発の充実、④実態調査の実施、の4つの項目が定められています。今後、国と地方公共団体は互いに連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を進めていきます。



私たちはこれからなにをすればいいの？

同和地区の所在を問い合わせたり、インターネット上で差別をあおる書き込みなどが氾濫したりと、残念ながら部落差別は現在も存在しています。今も部落差別によって悩み、苦しい思いをしている人がいることを私たちは忘れてはいけません。この法律の制定を契機に、その目的である「部落差別のない社会を実現する」ことを、私たちの手で一日も早く実現させましょう。

※法律の条文を市ホームページ(ホーム▶観る・学ぶ・人権▶人権▶関係法令等▶部落差別の解消の推進に関する法律)に掲載しています



同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の相談体制では、法務大臣から委嘱され、人権に関する啓発活動や人権相談を行う人権擁護委員の制度があります。市では8人の委員が積極的に活動しており、委員による人権相談は、法務局に常設されているほか、市内でも下記のとおり実施しています。

日時 毎月第3金曜日／午前10時～午後3時
※6月は1日(木)、12月は4日(月)に実施
会場 人権教育啓発センター

また、人権センター職員による相談も随時受け付けていますので、ご利用ください。

●問合せ先 人権・同和対策課 ☎72-2111内線432